



徳労発基0217第3号

令和8年2月17日

関係団体各位

徳島労働局長

(公印省略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

労働基準行政の運営につきまして、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が別添のとおり公表され、令和8年4月1日から適用されることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、指針を周知いただきますようお願い申し上げます。